

保育園等利用の手引き

1 保育の利用について

保育所等は、保護者が「保育を必要とする事由」に該当することにより、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、集団生活を経験させたい、などの理由だけでは入所できません。

利用する施設については、申請者の希望、家庭状況などにに基づき、町が決定します。

2 保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育所等で保育を希望される方は、次の支給認定を受ける必要があります。

【支給認定の種類等】

区分	年齢	主な利用先	保育の必要量 (保育時間)
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園 (保育部分)	①保育標準時間 (最大11時間/日)
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園 (保育部分) ・地域型保育事業所	②保育短時間 (最大8時間/日)

【保育認定の事由・保育必要量の認定】

保育認定（2号認定、3号認定）には、児童の保護者が以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育の必要量（保育時間）は、保護者等の就労状況等に応じて町が認定いたします。

保育の必要な事由		保育の必要量	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※月48時間以上の就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、自営業など基本的にすべての就労を含む	就労時間 による (※1)	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ※3号認定は事由継続の場合 就学前まで延長可能
妊 娠・出 産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産予定日の8週間前が属する月の初日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	退職日から起算して90日を経過する日が属する月末まで

保育の必要な事由		保育の必要量	認定期間・入所期間
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	申請内容による	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ・3号認定は事由継続の場合就学前まで延長可能 ・保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
就学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による (※1)	
社会的養護	児童福祉等の観点から、特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	保育標準時間	
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※1 就労・就学時間等の基準 保育標準時間 月120時間以上

保育短時間 月48時間以上120時間未満

保育の必要な事由が変更されるときは、その都度、認定変更の手続きが必要になります。

3 保育時間について

認定を受けた保育の必要量に応じて、通常保育時間の範囲内で保育園を利用することができます。利用時間は、保護者の就労等の実態により児童一人ひとり決定します。

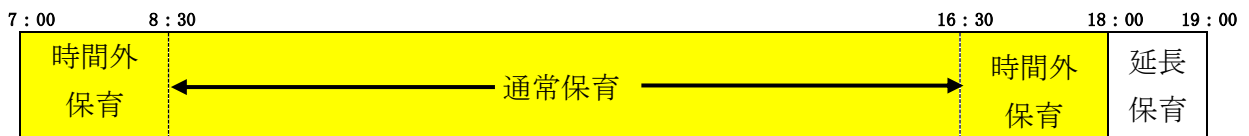
【保育園開所時間】

平日： 7時00分～19時00分
土曜日： 7時00分～14時00分

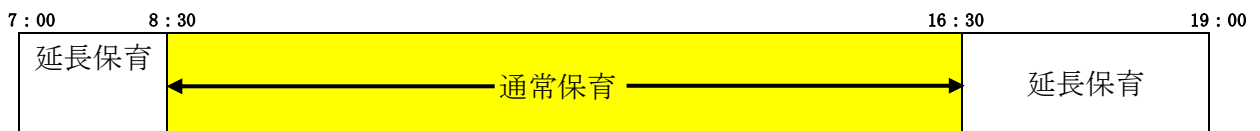
※杉戸みちのこ保育園
杉戸中央みちのこ保育園
のみ18時00分

例：保育必要量（保育時間）のイメージ図

〔保育標準時間〕



〔保育短時間〕



4 令和8年度クラス年齢について

4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

令和8年4月1日に生後6ヵ月を経過している乳児から申請が可能です。

クラス年齢	生 年 月 日	
5 歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日
4 歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日
3 歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022年4月2日～2023年4月1日
2 歳	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2023年4月2日～2024年4月1日
1 歳	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024年4月2日～2025年4月1日
0 歳	令和7年4月2日～6ヶ月経過児	2025年4月2日～6ヶ月経過児



5 保育料について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児クラスのすべての児童、0歳児から2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の児童については、保育料の負担がありません（無償）。

○利用者負担額表（0歳児から2歳児クラス） ※月額 単位：円

階層 区分	定義		保育 標準時間	保育 短時間
第1	生活保護法による被保護世帯等		0	0
第2	町民税非課税世帯		0	0
第3	町民税均等割のみ課税世帯		9,800	9,800
第4		48,600円未満	11,700	11,700
第5	町 民 税 所 得 割 額	48,600円以上 72,800円未満	19,500	19,200
第6		72,800円以上 97,000円未満	23,000	22,700
第7		97,000円以上 133,000円未満	33,000	32,500
第8		133,000円以上 169,000円未満	36,500	35,900
第9		169,000円以上 235,000円未満	47,500	46,700
第10		235,000円以上 301,000円未満	50,500	49,700
第11		301,000円以上 397,000円未満	55,600	54,700
第12		397,000円以上	59,000	58,000

- ・保育料の額は、保護者の市町村民税の課税状況に応じて算出されます。なお、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除は適用されません。
- ・保育料の決定時期は年2回です。4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当年度の市町村民税所得割額に応じて決定します。

【令和8年度の保育料切替時期の例】

4月～8月分：令和7年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

9月～3月分：令和8年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

- ・納入方法は、原則として口座振替となります。
- ・正当な理由なく保育料を滞納しますと、滞納処分を受けることがあります。
- ・同一住所に祖父母や同居者が居住している場合、同居扱いとなり、保護者が町民税非課税の場合、同居者の税額が高い方を利用者負担額（保育料等）の算定対象とします。

○保育料の軽減について

①小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる多子世帯（*兄弟年齢要件あり）

小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子としてカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（杉戸町立幼稚園以外の幼稚園等に通園されている兄弟の場合、在籍証明書を提出していただく必要があります）。

【イメージ】（第7階層・保育標準時間認定の場合）

第1子（5歳児クラス）	第2子（2歳児クラス）	第3子（0歳児クラス）
全額負担ですが、 無償化により →（無料）0円	33,000円 →（半額）16,500円	33,000円 →（無料）0円

②市町村民税所得割課税額が57,700円未満の多子世帯（*兄弟年齢要件なし）

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（第3階層から第5階層の一部に該当する世帯）について、保育料が、第2子が半額、第3子以降が無料となります。

③ひとり親等の世帯のうち第3階層から第4階層

母子・父子・在宅障害児（者）（※身体障害者手帳等の交付を受けている方）のいる世帯のうち、第3階層から第4階層の方は、保育料が次のとおりとなります。

該当される世帯は、添付書類が必要になる場合があります。（身体障害者手帳のコピー等）

【利用者負担額表】（減額後）

階層区分	保育料（月額・単位：円）
第3	4,400
第4	5,350

④ひとり親等の世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯

母子・父子・在宅障害児（者）（※身体障害者手帳等の交付を受けている方）のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯（第5階層及び第6階層の一部に該当する世帯）の方は、保育料が次のとおりとなります。

【利用者負担額表】（減額後）

階層区分	保育料（月額・単位：円）
第5	9,000
第6	9,000

⑤ひとり親等の世帯かつ多子世帯に該当し、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯（*兄弟年齢要件なし）

母子・父子・在宅障害児（者）（*身体障害者手帳等の交付を受けている方）のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯（第 3 階層から第 6 階層の一部に該当する世帯）の場合は、第 2 子以降の保育料が無料となります。

⑥杉戸町多子世帯保育料軽減事業に該当する世帯（*兄弟年齢要件なし）

保育所等に通っている令和 8 年 4 月 1 日現在 3 歳未満の児童が、世帯の第 3 子以降に該当する場合は無料となります。（*予告なく内容変更または事業終了となる場合があります。）

6 給食費について

3 歳児から 5 歳児の児童は、保育園で定める給食費（主食費、副食費）がかかります。

○副食費の免除について

保育園に通う 3 歳児から 5 歳児のうち、下記条件のどちらかに当てはまる場合は、副食費が免除となります。

- ① 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯（*兄弟年齢要件なし）
- ② 小学校就学前の範囲に子どもが 3 人以上いる場合、第 3 子以降の子ども（*範囲内の最年長の子どもから第 1 子、第 2 子、第 3 子とカウントします。）

なお、副食費免除の有無にかかわらず、主食費は全ての 3 歳児から 5 歳児の子どもにかかりますのでご注意ください。

7 町内保育所一覧

区分	保育園名	所在地	電話番号
町立	泉保育園	大字宮前75番地1	(38)0621
	高野台保育園	高野台南二丁目8番地	(31)2501
	すぎと保育園	大字清地1768番地3	(53)8479
私立	高野台こどもの家保育園	高野台西一丁目3番地2	(31)0018
	高野台こどもの家保育園 (分園)	高野台西一丁目4番地1	
	双葉保育園	大字下高野2753番地	(33)9386
	杉戸みちのこ保育園	大字杉戸2677番地	(38)6940
	杉戸中央みちのこ保育園	杉戸三丁目9番3号	(53)9420

※高野台こどもの家保育園（分園）は、0・1歳児のみ入所可能です。

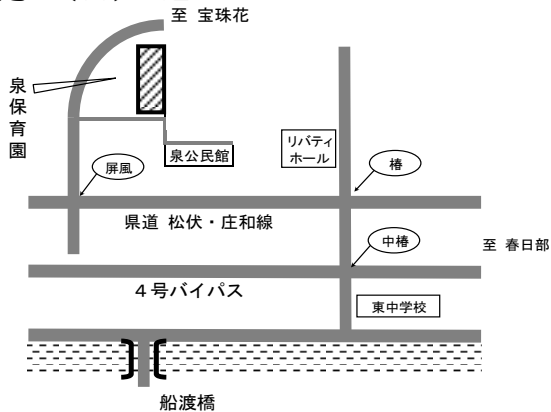
※入所児童の人数等により、異年齢児との混合クラスとなる場合があります。

8 各保育園の案内略図

< 町立保育園 >

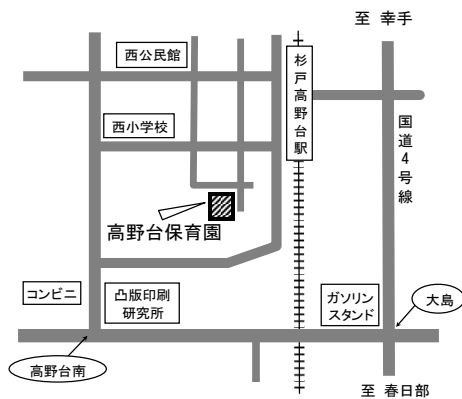
泉保育園

施設開園 昭和48年5月1日
 所在地 宮前75番地1
 電話番号 (38) 0621



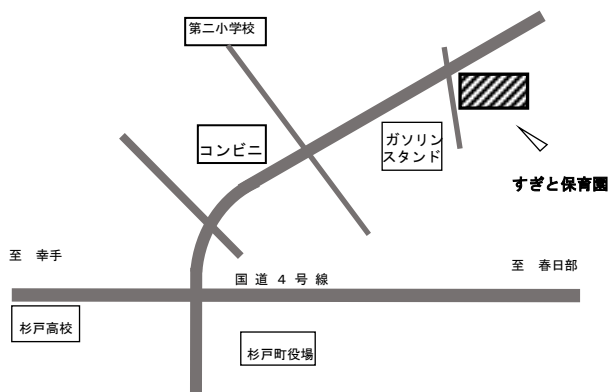
高野台保育園

施設開園 平成10年4月1日
 所在地 高野台南二丁目8番地
 電話番号 (31) 2501



すぎと保育園

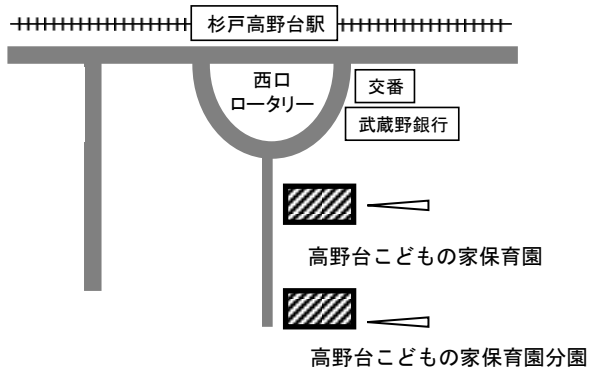
施設開園 平成28年4月1日
 所在地 清地1768番地3
 電話番号 (53) 8479



< 私立保育園 >

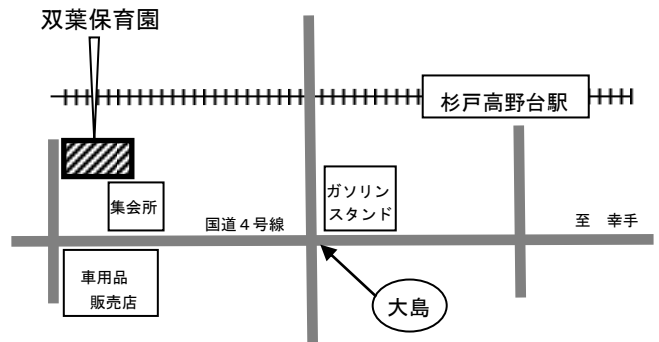
社会福祉法人 相模会 高野台こどもの家保育園

施設開園 平成 15 年 4 月 1 日
 所在地 高野台西一丁目 3 番地 2
 電話番号 (31) 0018



NPO 法人 双葉保育園

施設開園 平成 17 年 4 月 1 日
 所在地 下高野 2753 番地
 電話番号 (33) 9386



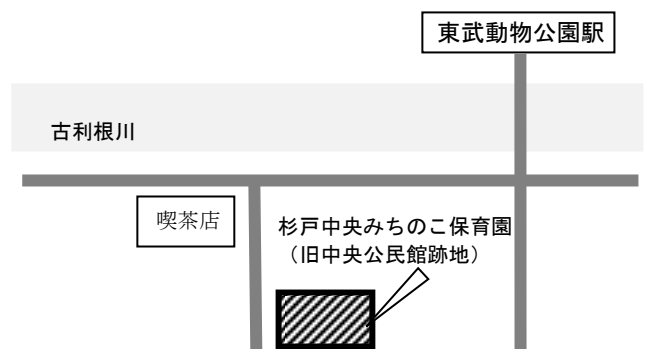
社会福祉法人 光彩会 杉戸みちのこ保育園

施設開園 平成 29 年 4 月 1 日
 所在地 大字杉戸 2677 番地
 電話番号 (38) 6940



社会福祉法人 光彩会 杉戸中央みちのこ保育園

施設開園 令和 5 年 4 月 1 日
 所在地 杉戸 3 丁目 9 番 3 号
 電話番号 (38) 6940



《《保育園入所に関するお問い合わせ先》》

杉戸町役場 子育て支援課 幼稚園・保育園担当
 〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目 9 番 2 9 号

TEL : 0480-33-1111(代) 内線 277

E-mail : kosodateshien@town.sugito.lg.jp